

令和8年度第1回埼玉県在宅医療部会（令和8年9月10日）における議事概要

2 議事

（1）第8次埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて

○在宅歯科のところについて、拠点と窓口の違いを教えて欲しい。

●この事業は、埼玉県歯科医師会に委託して事業を実施している。

その中で、地域在宅歯科医療推進窓口というのを県の歯科医師会事務局に設けている。

地域在宅歯科医療推進拠点については、郡市を単位として設置し、そこで高齢者や訪問歯科診療を希望する方からの相談や受診調整を行っている。推進窓口でも同じように相談や受診調整等や研修の企画、推進拠点との調整連絡を行っている。

○訪問看護ステーションの訪問看護職員数の目標値設定の基本的な考え方というのを御説明いただきたい。

●令和6年については、4,992人という現状値が得られている。そして、第9期埼玉県高齢者支援計画における令和22年の推計値によると、介護保険における訪問看護回数が推計されている。訪問看護の利用者の介護保険と医療保険の利用割合を考慮し、その訪問看護の回数から2040年には6,430人が必要という人数を割り出している。

令和6年の4,992人から、2040年の6,430人を達成できるよう等分に増加するように、計算をして、算出した。

○また、かかりつけ薬局というのは、どういうもののかかりつけ薬局というのか教えて欲しい。

●指標の「在宅患者に対応する かかりつけ薬局」は、在宅薬学総合体制加算の届出をした薬局のことを意味している。

○訪問看護職員数については、常勤換算の人数か。

●通常の数で算出している。

○BCPの策定支援は、どういう支援を考えているのか。

●在支診などがBCPを策定にするに当たり、どのように策定していくかということについての研修を行いたいと考えている。

○訪問看護師数について、従事者届けを見てみると、もう少し増えてくると考えている。現状はステーションが1001か所あるので、ステーションのアンケートによると、1ステーション常勤換算で5～6人前後ぐらいなので、令和10年度を見ていくともう少し増えてくるのではないかと予測できる。

○訪問看護について、地域偏在もあると思うので、人数だけではなく質の方も今後検討していただきたい。

○訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数の看護職員というのは、看護師だけか。よくリハビリの専門職が入っているが、今回は数には入らないということか。

●看護師だけの数である。

（２）「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について

○在宅医療に積極的役割を担う医療機関を推薦し、全体で 160 か所が推薦されているが、実際具体的に何をお願いするのか。

●市町村においては、今回の推薦を行うに当たり、地域の在宅医療機関を知り、認識したところであるので、今後は地域の連携会議などへ参加していただくなど地域での在宅医療の連携に繋げていきたい。

○24時間体制や他の医療機関の支援というのは大事なことであるが、推薦された医療機関に全て任せるということではない。国としても、昼間の体制、夜の体制も併せて対応していくために、今後も参加を促していきたいということだと思う。

○今回、この積極的役割を担う医療機関を指定するということで、地域での医療機関の連携が進んでいくと思ったが、なかなかそうはいかないのかなと思っている。県としては、指定された医療機関がどう今後役割を果たしていくのか、何を目指していくのか、その辺りをお伺いしたい。

●国の指針において、積極的役割を担う医療機関に求められる事項が定められており、それに留意していただくことと、地域での医療機関同士の連携や多職種連携に繋げていきたいと考えている。

○在宅医療では、在支診、在支病の機能強化型に加算がついたが、「積極的役割を担う医療機関」では現在加算がつかないので、インセンティブがあれば違ってくる。

在宅医療では、「積極的役割を担う医療機関」だけでなく、地域の関係機関をまとめる「必要な連携を担う拠点」の存在が重要である。今回、積極的役割を担う医療機関のみの選定が進められているが、拠点の位置付けも同時に進めるべき。他県では連携を担う拠点を市町村と整理しているケースが多い。

●現行の第8次医療計画では、病院、診療所、訪問看護事業所、医師会、市町村などを「必要な連携を担う拠点」の例として位置付けている。市町村を拠点として明確に位置付ける場合は、市町村との協議や合意形成が必要であり、既存の補助制度との関係も整理する必要があるため、まずは市町村と協議していきたい。

○連携がうまくいっている事例を、他の地域にも示していくことも大事だと思う。

○：委員の発言

●：事務局の発言